

ちよつと待って! その種苗、本当に大丈夫?

フリーマーケットサイトへの種苗の出品にはご注意を!

登録品種の種苗を育成者権者に無断で増やすことは法律違反です!



登録品種について、次のような行為は種苗法違反にあたります



種苗を育成者権者に
無断で増やして出品

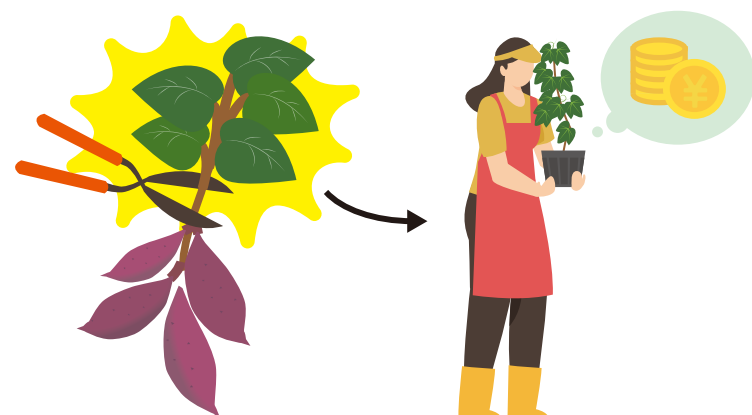
こうした場合も権利侵害にあたります。ご注意ください。



果樹の剪定枝を
新たな苗木として出品



サツマイモから
ツル苗を得て出品



品種名や登録品種で
あることを示さずに出品

出品には以下の表示が必要です。

- 登録品種名
- 登録品種であることの表示

①～③のいずれか

- ①「登録品種」の文字
- ②「品種登録」の文字及びその品種登録の番号
- ③ PVPマーク

- 「海外持出禁止」等の表示が必要な品種もあります



詳しくは
下記二次元コードを
確認ください。



CAUTION

登録品種の種苗は貴重な知的財産です。

育成者権者からの許諾を得ずに登録品種の種苗を増殖する行為は、育成者権の侵害に当たります。また、出所が不明な種苗の流通は甚大な病害を引き起こす可能性もあります。育成者権者の権利を守り、病害の拡大を防ぐためにも、フリーマーケットサイトでの種苗の取引には十分ご注意ください。故意に育成者権を侵害した場合には、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられます。

啓発用のポスター・チラシや
日本農業新聞の報道記事を
特設サイトで公開しています。



令和5年度野菜種子安定供給緊急対策事業